

若者の労働事情

法学部教授
脇田 滋

若者の雇用・労働をめぐる状況が1990年代以降、急激に悪化してきました。多くの若者が30歳代になっても親から自立して家庭を持つことができず、貧困のなかで将来の希望を失っています。当初は、自立しない若者を、親に依存し家に引き籠もって働かない「ニート」、「パラサイト」等と呼んで非難する論調がありました。しかしその後、ワーキング・プア、偽装請負・日雇い派遣、ネット・カフェ難民など、実際には自立したくても自立できない若者をめぐって、その厳しい実情が明らかになってきました。2006年頃からマスコミが、若者問題を規制緩和や「格差社会」の広がり結びつけて捉えて、問題の本質が見えるようになってきました。本稿では、若者の労働をめぐる状況について素描し、「若者の自立」という視点からいくつかの問題点を指摘したいと思います。

若者の就職難と長引く失業

近年、若者の就職難が深刻となり、失業率は他の年齢層と比べて高どまりしたままです。バブル経済が崩壊した1991年以降、日本は景気後退期に入りましただ。とくに1994年以降の約10年間は「就職氷河期」と呼ばれるように新規学卒者に対する求人が激減します。1992年に160万人を超えた高卒求人は10年後の2001年には約20万人へと8分の1にまで激減しました。失業率も1990年代半ばから若年層で急速に高まり、15歳から24歳は2003年に10.1%、25歳から34歳は2002年に6.4%と最高となります。その後やや低下したものの、2005年は15歳から24歳が8.7%、25歳から34歳が5.6%と全体の失業率(4.4%)に比べて高水

過酷な非正規雇用の労働

不安定で低賃金の非正規雇用の若者が増えています。1990年代に入ると以前なら正社員になるのが当然とされた男性を含む若者の間で、フルタイムの非正規雇用が増加してきます。こうした非正規雇用は若年層では「フリーター」とも呼ばれ、内閣府の指摘では400万人を超えるまでになったのです。仮に正社員として就職できても厳しい職場環境のなかで身体や精神の健康を壊す人が増えて、20歳〜30歳代の若者が過労死や過労自殺をするという悲しいニュースが相次ぎました。

非正規雇用では「労働法のない世界」

と言えるほどに、正規雇用より酷い労働環境があります。派遣では、派遣先は必要ときに必要なだけ労働者を利用し、必要がなくなったり面倒なことがあれば簡単に就労を打ち切ってしまう。

派遣は受入企業には便利この上のない働き方ですが、労働者から見ればいつ雇用を失うか分からない働き方です。権利主張をすれば職場を失う可能性が大きいため、最低基準の権利さえ行使できず、同じ仕事をしていても派遣先正社員とは大きな格差のある差別的就労です。

なかでも「日雇い派遣」や「偽装請負」は最悪の形態です。最近、「偽装請負」を導入した製造工場に労働行政から指導が入ったり、グッドウイルなど大手会社が違法を繰り返していたとして事業停止命令を受けるまでに問題が広がってきましたが、そこはまさに「労働法のない世界」と言えるものです。派遣先では「グッドさん」「派遣さん」などと本名で呼ばれません。慣れない仕事でミスをするとうまく契約を打ち切られます。引越しの仕事で日雇い派遣されて、家具を運ぶ途中少しふらついただけで社員に思い切り、お尻を蹴られたという話もあります。

裁判にまでなった東京ヨドバシカメラ

事件は想像を絶する酷いものです。朝30分前に早出サービス出勤を命じられた若い派遣労働者が、たまたま10分遅刻しました（契約上の始業時刻20分前に出勤）。派遣先・派遣元担当者から厳しく「遅刻」を非難され、「トイレを掃除しろ。きれいにした便器を舐めさせるぞ」とまで言われました。「もう限界だ」と思っただけで会社を辞めたところ、派遣元担当者が家まで押し掛けてきました。母親の目前で殴る蹴るの暴行を加えて大ケガをさせ、大事件になりました。

独得の「家計補助型」賃金

日本では非正規雇用は「家計補助型」の主婦パートタイマーや学生アルバイトが中心でした。正社員の世帯主（夫や父親）がいることが前提で家計補助的に働く就労形態です。所得税非課税限度の103万円や社会保険被扶養者基準の130万円という年収範囲内で働く、世界には厚生省（当時）が、通常の労働者の4分の3までの労働時間なら社会保険不加入で良いという通達を出して「家計補助型」非正規雇用を承認します。最低賃金もその考え方から導き出され、（200

7年の京都府では）700円に設定されています。フルタイムで年間20000時間働くとして、その4分の3は15000時間ですから、時給700円ならば年収では105万円となり「家計補助型」と最低賃金が見事に符合しています。

フリーターの賃金は、日雇い派遣などで最低賃金をやや上回る水準でしかありません。それで仮に年20000時間働いても150万円程度にしかなりません。不安定な細切れ契約ですので2000時間働くことが難しい場合もあり、年100万円少し程度のフリーターがほとんどです。これでは生活保護水準以下のワーキング・プアですから、到底自立できません。そこで無理をして仕事を掛け持ちしたり、長時間の残業で無理をすることになります。現在、労働行政は年間3000時間以上働いて脳・心臓の機能停止で死ねば「過労死」と認定します。3000時間働いても時給700円なら年210万円にしかなりません。これでは自立することはもちろん、健康を維持することもできません。

「人間的な働き方」とは言えないことになりす。

世界の常識に反する雇用

1990年代以降、派遣や契約社員（有期雇用）など、「家計補助型」のパート・アルバイトと違うフルタイムの非正規雇用が広がってきました。正社員雇用で代替する労働力利用です。

背景には1980年代以降の労働法の規制緩和があります。とくに1985年制定の派遣法は、1999年には対象業務が原則自由化され、2004年3月からは製造業務でも派遣が解禁されました。その結果、派遣労働者数は急増し、1999年改正前の100万人が2006年には300万人を超えるまでになりました。つまり、若者の多くが正規雇用で就けず、派遣や「偽装請負」などを「受け皿」としたフルタイムの非正規雇用で就労することになったのです。

しかし、日本の派遣労働は労働者にとっては世界最悪の制度です。各国の派遣法では、派遣先従業員と派遣労働者の同一待遇を定めるのが常識となっています。ところが、日本ではこの同一待遇規制がありません。正規雇用と同じ仕事をして、派遣労働者であれば正社員の数分の一の賃金で済む「同一労働差別待遇」は

世界的には非常識この上もありません。日本では産業別に仕事や職種別に企業を超えた同一賃金が慣行となっているEU諸国の賃金慣行とはまったく異なり、企業別に労働条件が大きく違います。派遣社員は派遣先とは別会社の従業員という形式ですので、日本では派遣労働者差別が問題になりにくいのです。

その他、派遣は試用期間的に一時的にしか利用できず、恒常的な業務であれば正社員化するのが各国派遣法の原則ですが、日本では不十分な法規制しかありません。

また、雇用主とされながら、派遣元が仕事を保障できないときに雇用主として当然の賃金支払いや休業保障の責任をとらないで済む「登録型派遣」が容認されるという問題も深刻です。

格差の世代間連鎖

ここ数年、日本では大企業は史上空前の利益をあげています。しかし、それは若い非正規労働者たちの汗と涙、健康・生命、さらには自立や希望を引き換えにした、あくなき企業利益追求の結果です。そして、私立大学も道義的責任が問われていると思います。ほとんどの大学が、

競争的環境での経営維持を名目に多様な雇用形態を導入してきたからです。

他方、学費は若者自身では払えない高額になり、親の負担が当然となって、若者の教育面での親（家庭）依存が強まりました。

高学費、親名義の「教育ローン」など、日本政府の高等教育政策は世界的にも最悪です。

その結果、親に経済力があれば大学進学ができ正規雇用に就きやすく、これに反して親に経済力がなければ大学進学が難しく非正規雇用に就く可能性が大きくなっています。

非正規から正規への転換が難しいので、親の経済力格差が世代を超えた深刻な格差につながってしまっています。本来、親の事情は若者本人の責任でなく、それに基づいた重大な格差は「いわれない差別」につながります。私たちは若者の現実を目をそらしてはなりません。若者の間に不当な差別が生まれないようにする大きな責任を負っていると思います。